

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：諫早市ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会の本所及び支所、出張所が立地する場所において、浸水の予想はされていない。また、当会各支所の会員事業所が集積する地域においても浸水の予想はされていない状況である。

一方で、支所管内の一部地域に所在する会員事業所においては、ハザードマップ上、想定される浸水深が2m以上となる箇所があり、局地的には大規模な浸水被害が発生する可能性がある。

(土砂災害：諫早市ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会各支所管内の山間部や丘陵地を含む地域において、土砂災害特別警戒区域に指定されている場所が多数あり、土砂災害の発生リスクが存在している。特に、五家原岳一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、五家原岳の麓には本所のある高来町があり、建設業者が多く集積している地域となっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当会の本所がある高来町三部壺においては震度6弱以上の地震が今後30年間で6.7%の確率で発生すると言われている。また、西部支所がある多良見町化屋においては8.6%、小長井出張所がある小長井町小川原浦においては18.9%、森山出張所がある森山町慶師野においては14.6%、飯盛支所がある飯盛町上原においては5.3%となっている。

(高潮災害：長崎県高潮浸水想定区域図)

当会の地域は、大村湾、橘湾、有明海という3つの海に囲まれている。長崎県の高潮浸水想定区域図によると、我が国既往最大規模(中心気圧：900hPa、台風の半径：75km)の台風を想定した場合、当会の本所がある高来町三部壺においては、高潮による浸水は予想されていないものの、西部支所がある多良見町化屋、森山出張所がある森山町慶師野においては、1.0m以上～3.0m未満の浸水が予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザ等は、一定の周期で発生し、世界的な流行を繰り返してきた。これらは多くの国民が免疫を有していない状態で出現するため、感染が急速かつ広範囲に拡大するおそれがある。新型コロナウイルス感染症の例に見られるように、全国的なまん延が生じた場合には、当市においても市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(その他)

当会の本所及び支所が位置する場所ではないが、諫早市内中心部の本明川及び半造川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、昭和32年の「諫早大水害」において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この水害においては、死者・行方不明者数が630名と甚大な被害をもたらしている。また、諫早市は内陸に位置している影響もあり、夏は猛暑日になることも多い。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 407人 (令和7年4月1日現在)
- ・小規模事業者数 1, 203人

【内訳】

	業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考
商工業者	製造業	105	88	
	小売業	251	258	
	建設業	340	335	
	その他	711	522	

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ハザードマップの作成
- ・防災備品の備蓄
- ・防災メール等情報発信の整備

②当会の取組

- ・会員事業所へ対し、事業者BCPに関する国の施策の周知を行っている。
- ・会員事業所へ対し、事業者BCP策定セミナーの開催を行っている。
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進を行っている。
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）の備蓄を行っている。

II 課題

現状においては、防災・減災に関する取組について、計画は立てられているものの、体系的かつ継続的な実施が十分に行われていない状況にある。具体的には、災害リスクの把握や事前の備え、関係機関との連携強化といった取組が限定的であり、平時からの計画的な対策が十分に整備されていない。また、平時および緊急時の対応を円滑に推進するために必要な専門的知識や実務経験、ノウハウを有する人員が十分に確保されておらず、組織としての対応力・継続性に課題を抱えている状況である。さらに、災害時の経済的リスクへの備えとして重要な保険・共済に関して、適切な助言や情報提供を行うことができる当会職員が不足している。また、感染症に関する組織の体制として、保健所・行政との連携や、在宅勤務等の新しい働き方への体制が不十分であることも大きな課題となっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者を対象として、自然災害等による経営リスクに関する認識向上を図るとともに、事前対策の必要性について周知啓発を行う。具体的には、事業継続力強化計画（BCP）策定を支援するためのセミナーを年2回継続的に開催し、策定手順や活用方法等について実務的な支援を行うことで、現在約1%にとどまっているBCP策定率について、毎年度2%ずつの向上を目標として取り組む。
- ・発災時における被害状況の迅速かつ的確な把握および関係機関との情報共有を可能とするため、諫早市商工会および諫早市との間において、被害情報の収集・報告・集約に関する連絡体制および報告ルートを明確化し、実効性のある情報伝達体制を構築する。
- ・発災後において、被災事業者に対する復旧・復興支援策を速やかに実施できるよう、平時から組織内における役割分担や対応手順を整理・明確化するとともに、行政機関、金融機関、関係支

援機関等との連携体制を構築し、非常時においても円滑に機能する支援体制の整備を図る。

- ・感染症リスクに備えた働き方の推進を図る。感染症リスクに備え、テレワークや時差出勤制度を導入し、通勤や対面機会を減らすことで職員間の接触機会を抑制する。また、オンラインツールの活用により、場所にとられない業務体制を整備する。さらに、ジョブローテーションや業務マニュアルの整備を通じて属人化を防ぎ、業務の共有化を進める。加えて、分散勤務や交代制を取り入れることで、感染者が発生した場合でも組織機能を維持できる体制を構築し、感染リスクの低減と安定的な業務継続の両立を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会、諫早市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を活用し、事業所立地場所における地震・風水害等の自然災害リスクや想定される被害について説明する。あわせて、設備被害や事業休業による売上減少等の影響を説明することでリスクの認識を促す。また、浸水対策や連絡体制整備、資金繰りへの備え、水災補償等を含む損害保険・共済加入の検討など、被害軽減および早期復旧に向けた事前対策について助言を行う。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、簡易版を含む事業者BCPの策定を促進し、実効性の高い取組が進むよう支援するとともに、実践的かつ効果的な訓練の実施について助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・非常用持出袋、備蓄品（3日分の水・食料 他）を確保する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・諫早市商工会は商工会事業継続計画に相当する「諫早市商工会危機管理マニュアル」を作成している。

3) 関係団体等との連携

- ・長崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・(仮称) 諫早市事業継続力強化支援協議会 (構成員：諫早市商工会、諫早市) を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害 (マグニチュード6弱の地震) が発生したと仮定し、諫早市との連絡ルートの確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

6) 感染症事前対策

- ・組織内対策責任者を設置し、対応マニュアルの徹底を行う。
- ・日常的な予防策としては、手洗い・手指消毒の徹底、咳エチケットの励行、定期的な換気の実施、共用部分 (ドアノブ、会議室設備など) の消毒を行う。また、時差出勤や在宅勤務制度を整備し、人と人との接触機会を減らす。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害などが発生した際には、何よりもまず人命救助を最優先とすることは当然である。そのうえで、以下の手順に従って地区内の被害状況を確認し、関係機関へ報告・連絡を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況) 等を諫早市商工会、諫早市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と諫早市において、被害状況や規模に応じた応急対策の方針を協議し決定する。特に豪雨時など、職員が生命の危険を感じる降雨状況の場合は無理に出勤せず、まずは各自の安全確保を最優先とし、警報解除後など安全が確認された段階で出勤する。
- ・補助対象職員が全員被災するなど応急対策の実施が困難な場合に備え、あらかじめ代替対応や関係機関との連携方法、役割分担を定めておく。
- ・発災後は地区内の被害状況を速やかに把握し、人的・物的被害の概要を整理したうえで、24時間以内に関係者間で情報共有を行う。(例：被害規模の目安は以下を想定)

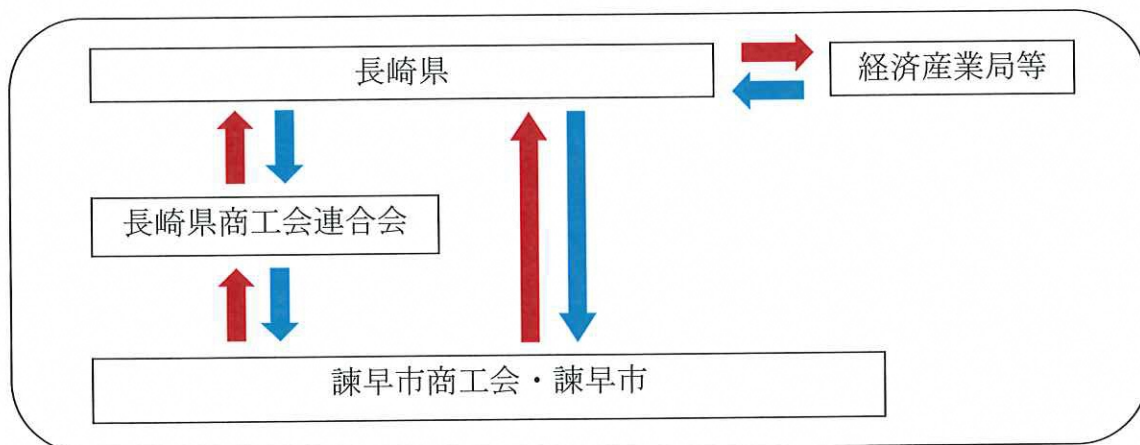
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じ本計画により、当会と諫早市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回連絡する
1週間～2週間	1週間に3回連絡する
1週間～1ヶ月	1週間に2回連絡する
1ヶ月以降	1週間に1回連絡する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、諫早市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・当会及び諫早市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会、諫早市の間で共有した情報を、長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月23日付31産政第79号）にて、当会又は諫早市から長崎県へ報告する。
- ・当会、諫早市の間で共有した情報を、本会から長崎県商工会連合会へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、諫早市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

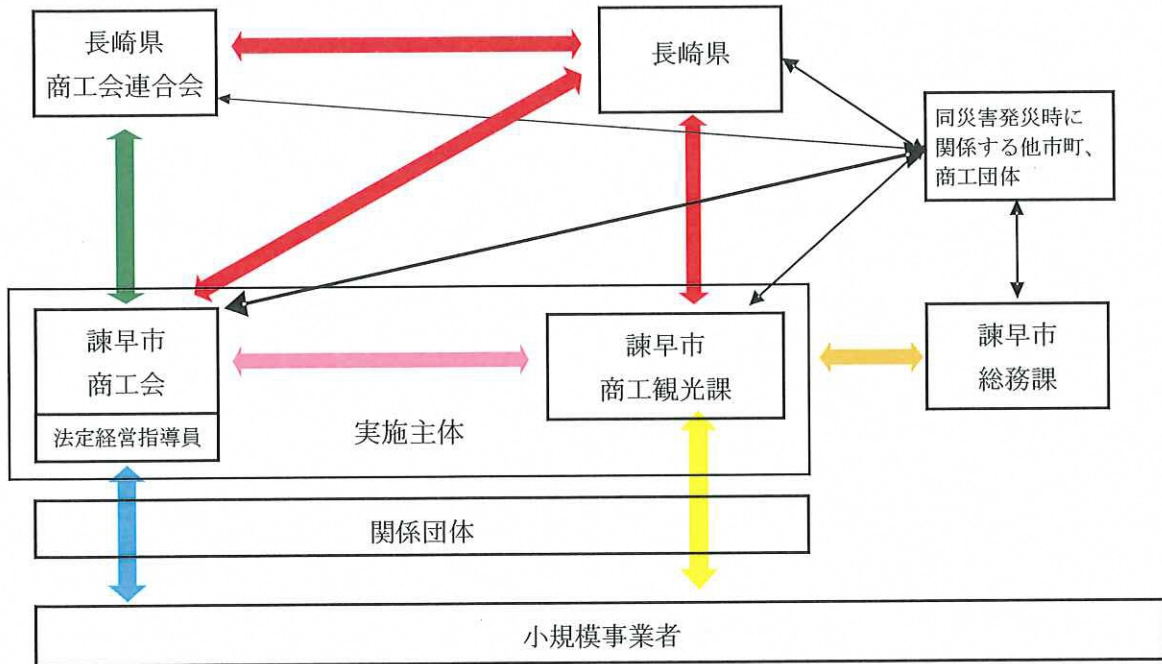
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- ・ 当会、諫早市は連携して応急対策の方針決定、事業者BCP等作成のための関係団体との調整、セミナーの開催手法の検討、発災時の指示命令系統の構築・確認等を行う (桃色)
- ・ 諫早市商工観光課は総務課とも連携し、事業継続力強化支援計画の作成に反映させるとともに、防災関連情報の情報共有を随時行う (橙色)
- ・ 当会は、事業者BCP等作成の伴走支援、セミナーの実施、事業者のフォローアップを行う (青色)
- ・ 諫早市商工観光課は当会とともにフォローアップ等を実施 (黄色)
- ・ 発災時は商工被害を確認し、長崎県に報告を行うとともに、県とも連携して復興支援に取り組む (赤色)
- ・ 当会は、事業継続力強化支援計画に関する取組全体を連合会と共有する (緑色)
- ・ 発災地域が他市町・商工団体に及ぶ場合は、それぞれが被害実態の把握などで連携する

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

諫早市商工会 松永 基宏 0957-43-0140 (西部支所) (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①諫早市商工会

諫早市商工会

〒854-0132 長崎県諫早市高来町三部壺 252-14

TEL : 0957-32-2184 / FAX : 0957-32-2291

E-mail : isahaya@shokokai-nagasaki.or.jp

②諫早市

諫早市役所 経済交流部 商工観光課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町 7-1

TEL : 0957-22-1500 / FAX : 0957-22-2462

E-mail : shoukou_kankou@city.isahaya.nagasaki.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催	50	50	50	50	50
防災備品購入費	100	100	100	100	100
チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、諫早市補助金、長崎県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

